

先行事例（都道府県、市町村）での評価に関する基本的な考え方（基本方針等）の比較一覧

資料 6

設置団体名	大阪府	秋田県	静岡県
法人名（病院数）	大阪府立病院機構（5）	秋田県立病院機構（2）	静岡県立病院機構（3）
名称	大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について	秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針	地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針
上記規定の構成（項目名）	1 基本方針 2 評価方法 3 評価結果の活用 4 評価の進め方 5 目標・計画を策定する際の留意点	1 評価の趣旨 2 評価の基本的な考え方 3 評価方法 4 評価の具体的な実施方法 5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換及び知事への意見 6 その他	1 目的 2 基本的な考え方 3 評価方法 4 その他
基本方針	(1) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。 (2) 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。 (3) 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう必要に応じて見直しを求める。 (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。	評価の趣旨 (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。 (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。	目的 評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。
評価方法	評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (1) 年度評価 中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 項目別評価（小項目評価） 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、～の5段階で行う。 項目別評価（大項目評価） 小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。 (2) 中期目標期間評価 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 項目別評価（大項目評価） 各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。 S：特筆すべき達成状況 A：目標どおり達成 B：おおむね目標どおり達成 C：目標を十分には達成できていない D：目標をまったく達成できていない 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。 公立大学法人の評価 公立大学法人の中期目標期間評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえる。	(1) 事業年度評価 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。 (2) 中期目標期間評価 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。 3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価するとともに（項目別評価）、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。 (1) 事業年度評価 (イ) 項目別評価 評価に当たっては、業務の実施状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。 年度計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。 S：特に優れた実績を上げている。 A：年度計画どおり実施している。 B：概ね年度計画どおり実施している。 C：年度計画を十分には実施できていない。 D：業務の大幅な改善が必要である。 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。 (ロ) 全体評価 項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から法人の活動全体について定性的に評価する。	3 評価方法 評価委員会は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。 (1) 年度評価 ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評価をして行うものとする。 イ <u>次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。</u> ウ 評価の詳細については、別途定めるものとする。 (2) 中期目標期間評価 ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評価をして行うものとする。 イ <u>次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。</u> ウ 評価の詳細については別途定めるものとする。

設置団体名 評価方法の つづき	大阪府	秋田県	静岡県
評価結果の活用	<p>3 評価結果の活用</p> <p>(1)法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。</p> <p>(2)法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。</p> <p>(3)次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。</p>	<p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>(イ) 項目別評価</p> <p>評価に当たっては、業務の達成状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。</p> <p>中期計画に定められた各項目ごとの達成状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとにその達成状況について次の5段階で評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている。</p> <p>A：中期目標を達成している。</p> <p>B：中期目標を概ね達成している。</p> <p>C：中期目標を十分には達成できていない。</p> <p>D：業務の大幅な改善が必要である。</p> <p>評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。</p> <p>(ロ) 全体評価</p> <p>項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p> <p>法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時及び中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。</p>	
その他	<p>5 目標・計画を策定する際の留意点</p> <p>目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。</p> <p>数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>	<p>5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換及び知事への意見</p> <p>評価委員会は、中期目標期間の終了年度において中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行い、中期目標期間の終了時において知事が行う組織及び業務全般にわたる検討に資するため知事へ意見を申し述べる。</p> <p>併せて、評価委員会は、法人との意見交換を踏まえ、知事及び法人に対し当期の中期目標・中期計画の達成及び次期の中期目標・中期計画に関する意見を申し述べる。</p> <p><del>各法人は、中期目標期間の終了年度の前年度の3月末までに、中期計画の達成見込み等に係る資料を評価委員会に提出する。</del></p> <p><del>評価委員会は、中期目標期間の終了年度開始後速やかに、中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行う。</del></p> <p>6 その他</p> <p>(1)評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申し立ての期限を通知する。</p> <p>(2)個別の評価基準については別に定めるものとする。</p> <p>(3)本基本方針については、事業年度評価及び中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。</p>	<p>4 その他</p> <p>評価委員会は、評価を行うにあたり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。</p>

先行事例

設置団体名	山梨県	神奈川県	岐阜県
法人名(病院数)	山梨県立病院機構(2)	神奈川県立病院機構(6)	岐阜県立総合医療センター(1)
名称	地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方	神奈川県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について	岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について
上記規定の構成(項目名)	1 評価の基本方針 2 評価の種類 3 評価の方法 4 評価の進め方 5 その他	1 評価の基本方針 2 評価の種別 3 評価基準 4 その他	1 評価の基本方針 2 評価の種別 3 評価の方法 4 評価の進め方 5 評価結果の活用 6 その他
基本方針	(1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。 (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。 (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。 (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。 (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。	(1) 中期目標の達成に向けて、法人の中期計画の事業の進捗状況を評定する。 (2) 県民への説明責任の観点から、評価を通じて、中期目標の達成状況や業務の実施状況を分かりやすく示す。 (3) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資する。	(1) 評価は、法人の業務の実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の業務の質の向上並びに法人の組織及び業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。 (2) 法人化を契機とした特色ある取組や、法人の業務運営を円滑に進めるための工夫などを積極的に評価する。 (3) 評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。 (4) 法人への業務の実績に関するヒアリングの実施や評価結果の原案に対する意見の申出の機会との付与などにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。 (5) 公立大学法人の評価に当たっては、教育研究の特性に配慮する。
評価方法	2. 評価の種類 (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。) 年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。 (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。) 中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、 <b>3年経過時点で暫定的な評価を行う。</b> 3. 評価の方法 (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間途中で実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2) 「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」はS・A～Dの5段階で評価を行う。 (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。 <b>(4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。</b> 4. 評価の進め方 (1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。 (2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。	2 評価の種別 評価は、各事業年度終了後に「年度評価」を、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施する。 (1) 年度評価 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条に基づき、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価をして行う評価 (2) 中期目標期間評価 法第30条に基づき、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして行う評価 3 評価基準 (1) 年度評価 評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。 ア 項目別評価(小項目評価) 評価委員会は、中期計画及びそれに基づく年度計画の項目(小項目)ごとに、法人が提出する自己評価を付した各事業年度の業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。 イ 項目別評価(大項目評価) 評価委員会は、中期計画及びそれに基づく年度計画の項目(大項目)について、小項目評価の結果及び業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。 ウ 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果及び業務実績の検証を踏まえ、中期計画の進捗状況について、総合的に評価を行う。 <b>また、必要がある場合は、業務の改善その他の勧告を行う。</b> (2) 中期目標期間評価 評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評	2 評価の種別 評価委員会においては、次の2つの評価を行う。 (1) 各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。) 各事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。 (2) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。) 中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。 3 評価の方法 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。 (1) 項目別評価 事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の当該事業年度における実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成状況を評価する (2) 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績の全体について総合的な評定を行う。 4 評価の進め方 (1) 報告書の提出 法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成22年岐阜県規則第47号)第6条及び第8条の規定に基づき、各事業年度及び中期目標期間の終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。 (2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書及び法人へのヒアリングの実施等により業務の実績を調査・分析し、その結果を踏まえて評価を行う。 (3) 意見の申出の機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し、評価結果の原案に対する意見を申し出る機会を付与する。

設置団体名 評価方法の つづき	山梨県	神奈川県	岐阜県
評価結果の活用	<p>(3)意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。</p> <p>(4)評価結果の公表 評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。</p>	<p>価」及び「全体評価」により行う。</p> <p>ア 項目別評価 中期目標の達成状況・成果を中期目標及びそれに基づく中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行う。</p> <p>評価委員会は、法人が提出する自己評価を付した中期目標期間における業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえる。</p> <p>イ 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果及び業務実績の検証を踏まえ、中期目標の達成状況と業務実績全体について、総合的に評価を行う。<u>また、必要がある場合は、業務の改善その他の勧告を行う。</u></p>	<p>5 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は、評価の結果を踏まえ、法人の組織及び業務運営の改善に取り組むものとする。</p> <p>(2) 中期目標の期間の終了前において知事が次期の中期目標の策定及び次期の中期計画の認可をするに当たって、評価委員会が法第25条第3項及び法第26条第3項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。</p> <p><u>(3) 中期目標の期間の終了時において知事が法第31条第1項の規定に基づき法人の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たって、評価委員会が同条第2項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。</u></p>
その他	<p>5 . その他 この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができる。</p>	<p>4 その他 この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。</p>	<p>6 その他</p> <p>(1) 評価の実施に当たっては、評価に係る作業が法人にとって過重な負担とならないよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 評価委員会は、この「基本的な考え方」に定めるもののほか、事業年度評価及び中期目標期間評価のそれぞれについて、法人の業務の分野ごとに、評価の実施に関する要領を定めるものとする。</p> <p>(3) この「基本的な考え方」は、必要に応じ、評価委員会の決定により改正することができるものとする。</p>

先行事例

設置団体名	佐賀県	那覇市	神戸市
法人名（病院数）	佐賀県立病院好生館（1）	那覇市立病院（1）	神戸市民病院機構（2）
名称	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会が実施する評価の基本的な考え方	地方独立行政法人那覇市立病院に対する評価の基本方針	地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針
上記規定の構成（項目名）	1 評価委員会の基本方針 2 評価方法 3 評価結果の活用 4 その他	1 基本方針 2 評価方法 3 評価結果の活用 4 評価の進め方 5 目標・計画を策定する際の留意点	1 評価の方針 2 評価の方法 3 評価結果の活用 4 評価の進め方
基本方針	(1) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点を明らかにし、評価を通じた法人運営の質的向上に資するものとする。 (2) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。 (3) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。 (4) 定量的・定性的な評価とするため、法人に対して、業務実績報告書の作成に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう求めるものとする。 (5) 評価に関する作業が、法人の過重な負担とならないよう留意するものとする。	(1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする (2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すものとする。 (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。 (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し・改善するものとする。	(1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。 (2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。 (3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。 (4) 年度計画及び中期計画の達成に向けた取組状況や、法人に対し業務の運営の改善その他の勧告を行った場合はその内容を市民に分かりやすく示すこととする。 (5) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。
評価方法	2 評価方法 (1) 評価は、地方独立行政法人法第 28 条に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び第30条に定める中期目標に係る事業の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施する。また、年度評価又は中期目標期間評価を実施するため必要と判断した場合は、年度又は中期目標期間の途中において、法人に業務の全部又は一部の進捗状況の報告を求め、必要に応じて評価を行う（以下「中間評価」という。） (2) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。 (3) 年度評価及び中期目標期間評価の方法は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 ア 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目ごとに進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。 イ 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。 (4) 年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別に実施要領で定める。 <u>中間評価の具体的な方法については、その都度評価委員会で定める。</u>	2 評価方法 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。 (1) 年度評価 法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。 (2) 中期目標期間評価 各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。 4 評価の進め方 (1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。 (2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。 (3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。	2 評価の方法 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。 (1) 年度評価 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、法人が小項目について自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。 (2) 中期目標期間評価 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 中期目標期間評価に係る評価の詳細等については、別途実施要領を定めるものとする。 4 評価の進め方 (1) 業務実績報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした業務実績報告書を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。 (2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

設置団体名 評価方法の つづき	佐賀県	那覇市	神戸市
評価結果の活用	<p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 評価結果の報告を受けた知事は、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について評価結果を活用する。</p> <p>(2) 評価結果の通知を受けた法人は、法人の業務改善及び役員の処遇に評価結果を活用する。</p>	<p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。</p> <p>(2) <u>法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、</u> 中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。</p> <p>(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。</p> <p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。</p> <p>(2) <u>法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して</u> 評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>
その他	<p>4 その他</p> <p>この「基本的な考え方」については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。</p>	<p>5 目標・計画を策定する際の留意点</p> <p><u>法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</u></p>	

先行事例

設置団体名	福岡市	大牟田市	三重県
法人名(病院数)	福岡市立病院機構(2)	大牟田市立病院(1)	公立大学法人三重県立看護大学
名称	地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針	地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針	公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に關する評価基本方針
上記規定の構成(項目名)	1 基本方針 2 評価方法 3 評価結果の活用	第1 基本方針 第2 評価方法 第3 評価結果の活用 第4 評価の進め方 第5 目標・計画を策定する際の留意点	1 評価の前提 2 評価の基本方向 3 評価の方法 4 評価を受ける法人において留意すべき事項 5 その他
基本方針	<p>(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。</p> <p>(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。</p> <p>(3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。</p> <p>(4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(5) 評価結果を法人に通知する場合は、法人に対し、意見申立ての機会を付与するものとする。</p>	<p>(1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。</p> <p>(2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。</p> <p>(3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。</p> <p>(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し・改善するものとする。</p>	<p>評価の基本方向</p> <p>(1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成で、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該年度の業務実績について評価する。また、目標期間終了時には、当該期間における中画等の実施状況の調査・分析を行い、達成について総合的に評価する。</p> <p>(2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営について、改善すべき点を明らかにする。法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な向上に資する評価を行う。</p> <p>(3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかく示し、県民への説明責任を果たす。</p> <p>(4) 評価に関する作業が法人の過重な負担となないように配慮する。</p>
評価方法	<p>2 評価方法</p> <p>(1) 法人からの報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目などについて法人が行った自己評価をあわせて記載する。</p> <p>(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。</p> <p>年度評価 中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」(小項目及び大項目)を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。 なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p> <p>中期目標期間評価 各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」(大項目)を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。 なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準</p>	<p>第2 評価方法</p> <p>評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。</p> <p>1 年度評価 (1) 法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 (2) 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>2 中期目標期間評価 (1) 各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 (2) 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。</p> <p>第4 評価の進め方</p> <p>1 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>2 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。</p> <p>3 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>	<p>3 評価の方法</p> <p>評価委員会は、法人による自己点検・評価と、各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)と中期目標における業務の実績評価(以下「中期目標期間評価」という。)を行う。 また、中期目標期間の中間点において、その点における総括(以下「中間総括」という。)を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の進行を行う。なお、この場合において、中期目標期間計画の見直しが必要と考えられる場合には、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討し、必要な意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 年度評価 法人の自己点検・評価に基づきながら、目標の達成に向け、各事業年度における中画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体についての評価を行う。 教育研究については、その特性への配慮原則として専門的な観点からの評価は行われないが、法人による自己点検を踏まえた上で、委員会において進捗状況を把握し、その確認を行う。 評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務の改善その他について勧告する。 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。</p> <p>(2) 中期目標期間評価 法人の自己点検・評価に基づきながら、目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。 教育研究についての評価は、認証評価枠組み評価を踏まえて行う。 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務の改善その他について勧告する。 具体的な実施方法については、年度評価実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。</p>

(3) 中間総括  
中期目標の達成に向け、中期目標期間の

設置団体名 評価方法の つづき	福岡市	大牟田市	三重県
評価結果の活用	<p>等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。</p> <p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。</p> <p>(2) <b>法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して</b>、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>第3 評価結果の活用</p> <p>1 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。</p> <p>2 <b>法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には</b>、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。</p> <p>3 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>点における中期目標の進捗状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の上半期時点の業務実績全体について総括する。具体的な実施方法については別に実施要領で定める。</p>
その他		<p>第5 目標・計画を策定する際の留意点</p> <p>法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>	<p>4 評価を受ける法人において留意すべき事項</p> <p>(1) 評価委員会は法人から提出される業務実績書等をもとに評価を行うことから、中期計画の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。</p> <p>(2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすことができる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況がわかり明らかになるように工夫すること。</p> <p>(3) 法人における自己点検・評価の視点と体</p> <p>法人は、公立大学の利害関係者であるが、大学に関心を持つ県民の視点に留意し、行う自己点検・評価に際して用いる指標や評価結果及びその活用方法について、できりわかりやすく説明すること。</p> <p>法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明らかにし、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を確立すること。</p> <p>5 その他</p> <p>本評価基本方針及び別に定める実施要領に、要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直しとする。</p>